

乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請書

申請書記入例

墨田区長 あて

医療証交付の申請及び更新に係る審査のため、所得情報その他受
ンバー制度による情報連携を含む。)により確認することに同意し

日中、ご連絡のつきやすい電話番号を
記入してください。

◎ 裏面の注意事項を確認し、太枠内を記入してください。

申請者(保護者)		住所	墨田区吾妻橋1-23-20 4A				電話番号	000(0000)0000					
フリガナ		スミダ タロウ		生年月日	1977年 1月 1日		加入年金	国民・厚生・未加入		配偶者の有無	有・無		
氏名		墨田 太郎		父・母・その他()			墨田区外だった場合、記入してください。 (国外の場合は国名のみ)						
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
配偶者		フリガナ	スミダ ハナコ		生年月日	昭和56年 2月 2日		住所	同居・別居		本年1月1日現在の住所	前年1月1日現在の住所	
氏名		墨田 花子		(別居の場合は、別居先住所を記入)		東京都〇〇区 〇〇1丁目2番3-405号		東京 都・道 〇〇 区・市 〇〇 町・村	東京 都・道 〇〇 区・市 〇〇 町・村		※ 墨田区外の場合に記入してください。		
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3											
助成対象者(子ども)		フリガナ / 氏名 / 個人番号	生年月日	同居・別居	乳・子・青		被保険者証		記号	1234			
フリガナ		スミダ カスオ		2005年 4月 4日	同居	配偶者が別居の場合のみ 記入してください。		番号	5678				
氏名		墨田 一男		別居			被保険者氏名		墨田 太郎				
個人番号		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4						資格取得日		2000年 4月 1日			
フリガナ		スミダ イチカ		平成19年 3月 3日	同居			保険者名称		〇〇健康保険組合			
氏名		墨田 一花		別居			保険者番号		0613XXXX				
個人番号		4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5						保険の種類		1 国 保 2 国保組合 3 組合 4 協会 5 共 済 6 その他			
フリガナ				年 月 日	同居								
氏名				別居									
個人番号													

◆事務処理欄	医療証 : 済・未(/)	児童手当申請状況 : 同日(新規・額改)	後日申請 非該当
申請者	年分所得 円	配偶者	年分所得 円 (備考)
所得状況	年分所得 円	所得状況	年分所得 円

記入上の注意

- 1 「住所」の欄は、住民票に記載されているとおりに記入してください。
- 2 「申請者（保護者）」の欄は、助成対象者（子ども）を養育している方を記入してください。高校生等が誰からも監護（監督及び保護）されていない場合は、高校生等本人を記入してください。
- 3 「助成対象者（子ども）との続柄」、「加入年金」及び「配偶者の有無」の欄は、申請者が申請の日において、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- 4 「本年1月1日現在の住所」及び「前年1月1日現在の住所」の欄は、その時点で墨田区外に住民票があった場合のみ記入してください。
- 5 「助成対象者（子ども）」の欄は、申請者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する者を記入してください。高校生等が誰からも監護されていない場合は、高校生等本人を記入してください。
- 6 「助成対象者（子ども）の加入保険の状況」の欄は、助成対象者（子ども）が加入している健康保険について、記入してください。
- 7 「保険の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 8 「国保」は国民健康保険、「国保組合」は国民健康保険組合、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「共済」は国家公務員等共済組合、地方公務員共済組合、私学学校共済組合等です。
- 9 この申請書に添付する書類は、次のとおりです。
 - (1) 申請者が養育している助成対象者（子ども）の健康保険証
 - (2) 助成対象者（子ども）のうちに申請者自身の子どもではない場合には、父母とその子どもとの養育関係及び申請者とその子どもとの養育関係を明らかにすることができる書類
 - (3) 児童手当を受けている方は、児童手当認定通知書（児童手当認定通知書を提示することができる方は、上記(2)の書類は必要ありません。）
 - (4) 厚生労働省令の規定による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額認定証
- 10 この申請書についてわからないことがある場合は、担当の職員にお尋ねください。